

労働時間規制に関する緊急アピール

「働き方改革関連法」が施行されて以降、わたしたちは、「長時間労働に依存した企業文化や職場風土の抜本的な見直しを図ることで、過労死・過労自殺ゼロの実現と、女性や若者、高齢者など多様な人材が活躍できる社会の構築に不退転の決意で取り組む」とした 2017 年の労使合意を踏まえ、長時間労働の是正をはじめとした職場環境改善に取り組んできた。

しかし、一般労働者の総実労働時間数は年 2,000 時間前後で高止まりしている。また、過労死等にかかる労災の請求件数は過去最多を更新し、いまだに過労死・過労自殺はなくなっておらず、労働者保護の観点に立った「働き方改革」の実現には程遠い。

そうした中、総理からの厚生労働大臣に対する指示書に「心身の健康維持と従業員の選択を前提にした労働時間規制の緩和の検討」が盛り込まれた。労使間の交渉力に厳然たる格差が存在する中で、働く者個人が労働時間を自由に「選択」することは難しい。ましてや現行の時間外労働の上限規制は過労死認定ラインであり、これを緩和することは「働き方改革」の逆行にほかならない。

わたしたちは、2026 春季生活闘争を通じ、豊かに生活することのできる所定内賃金の水準確保とともに、仕事と生活の調和をはかりながら働き続けられる環境整備に取り組んでいく。そして、働く者のいのちと健康を守り、豊かな生活時間を確保するため、すべての働く仲間力を結集し、「働き方改革」のさらなる前進に向けた法改正を実現しよう。

2025 年 10 月 31 日
2026 春季生活闘争中央討論集会